

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

## 奈良県公安委員会規則第6号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第26号を第27号とし、第9号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「第107条の5第4項」を「第107条の5第5項」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次のように加える。

(3) 法第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項の認知機能検査の申請第25条の2の次に次の1条を加える。

（認知機能検査の申請等）

**第25条の3** 法第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項の規定による認知機能検査を受けようとする者は、講習予備検査受検申請書（別記様式第19号の2）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の認知機能検査の結果について、講習予備検査結果通知書（別記様式第19号の3）を交付するものとする。

第26条中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改める。

第26条の2「第90条第6項」を「第90条第8項」に、「第103条第5項」を「第103条第6項」に改める。

第27条中「第29条の3第1項」を「第29条の3第2項」に改める。

第33条第2項中「（別記様式第13号の2）」を「（別記様式第13号の4）」に改める。

別記様式第13号の4中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

別記様式第19号の次に次の2様式を加える。

別記様式第19号の2（第25条の3関係）

|                                |                        |                  |
|--------------------------------|------------------------|------------------|
| <p>講習予備検査受検申請書</p>             |                        |                  |
| <p>年 月 日</p>                   |                        |                  |
| <p>奈良県公安委員会 殿</p>              |                        |                  |
| <p>私は、講習予備検査を受けたいので、申請します。</p> |                        |                  |
| <p>申<br/>請<br/>者</p>           | <p>住 所</p>             |                  |
|                                | <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> | <p>年 月 日（ 歳）</p> |
| <p>受 検 場 所</p>                 |                        |                  |
| <p>検 査 手 数 料</p>               |                        |                  |
|                                |                        |                  |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

講習予備検査結果通知書

氏 名

生 年 月 日

検 査 場 所

総合点 点

(A 点)

(B 点)

(C 点)

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみられますので、今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、あなたが検査前の一定期間内に特定の違反行為をしていたり、検査後に特定の違反行為をした場合は、臨時適性検査（専門医による診断）を受けていただくお知らせが公安委員会（警察）からあります。

この臨時適性検査の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止といった行政処分の対象となります。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 36点以上    | 記憶力・判断力が低くなっています。   |
| 0点超36点未満 | 記憶力・判断力が少し低くなっています。 |
| 0点以下     | 記憶力・判断力に心配ありません。    |

高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

講習予備検査結果通知書

氏 名

生 年 月 日

検 査 場 所

総合点 点  
(A 点)  
(B 点)  
(C 点)

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が少し低くなっています。  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみられます。

そのため、自動車を運転するときは、

- ・ 信号をしっかりと確認する習慣をつけ、常に信号機の存在を意識しながら運転するようにすること。
- ・ 交差点を通行する際は、必ず安全を確認し、一時停止標識がある場合には、停止線の手前で一時停止すること。
- ・ 進路変更をする際は、早めに合図を出すようにして、後ろと横の安全の確認を必ず行うこと。

などに注意して、安全運転を心がけてください。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 36点以上    | 記憶力・判断力が低くなっています。   |
| 0点超36点未満 | 記憶力・判断力が少し低くなっています。 |
| 0点以下     | 記憶力・判断力に心配ありません。    |

高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

講習予備検査結果通知書

氏 名

生 年 月 日

検 査 場 所

総合点 点  
(A 点)  
(B 点)  
(C 点)

記憶力・判断力に心配ありません。

記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けていただく高齢者講習において指導されることに注意して、これからも安全運転に心がけてください。

また、個人差はありますが、加齢により身体の機能が変化することから、自分自身の身体の機能の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れないようにしましょう。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 36点以上    | 記憶力・判断力が低くなっています。   |
| 0点超36点未満 | 記憶力・判断力が少し低くなっています。 |
| 0点以下     | 記憶力・判断力に心配ありません。    |

高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

### 講習予備検査の採点方法や判定等について

#### 総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

誤った回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。誤った回答をすると点数が付き、総合点に加えられます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付き、総合点から引かれます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付き、総合点から引かれます。

#### 総合点による判定

判定の基準となる点数（0点や36点）は、講習予備検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が36点以上であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点未満であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、この場合において、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反があるときは、公安委員会（警察）から連絡があり、専門医の診断を受けることとなります。認知症と診断された場合は、免許の取消し、停止といった行政処分の対象となります。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を受検したところ又は奈良県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第20号中「第102条第1項」を「第102条<sup>第1項</sup><sub>第4項</sub>」に改め、同様式備考

考を次のように改める。

- 備考 1 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査通知（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には「臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 上記期日までに、上記理由とされる事由に係るあなたの主治の医師が作成した診断書（道路交通法第90条第1項第1号から第2号までに該当する者でないと認められるかどうかに関する医師の意見が記載されているものに限る。）を提出した場合は、適性検査を受ける必要はありません。

別記様式第20号の2中「第102条<sup>第1項</sup><sub>第2項</sub>」を「第102条<sup>第2項</sup><sub>第4項</sub><sup>第3項</sup><sub>第5項</sub>」に改

め、同様式備考を次のように改める。

- 備考 1 運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止の処分を受けることはありません。
- 2 上記期日までに、上記理由とされる事由に係るあなたの主治の医師が作成した診断書（道路交通法第103条第1項第1号から第3号までに該当しないと認められるかどうかに関する医師の意見が記載されているものに限る。）を提出した場合は、適性検査を受ける必要はありません。

別記様式第20号の3中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- 備考 上記期日までに、上記理由とされる事由に係るあなたの主治の医師が作成した診断書（道路交通法第90条第1項第1号から第2号までに該当する者でないと認められるかどうかに関する医師の意見が記載されているものに限る。）を提出した場合は、適性検査を受ける必要はありません。

別記様式第20号の4中「第102条<sup>第1項</sup>第2項」を「第102条<sup>第4項</sup>第5項」に、「第37

条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改め、同様式備考2中「第37条の7第1項」を「第37条の7第2項第1号」に改め、同様式備考に次のように加える。

- 3 上記期日までに、上記理由とされる事由に係るあなたの主治の医師が作成した診断書（道路交通法第103条第1項第1号から第3号までに該当しないと認められるかどうかに関する医師の意見が記載されているものに限る。）を提出した場合は、適性検査を受ける必要はありません。

別記様式第20号の5及び別記様式第20号の6中「第90条第6項」を「第90条第103条第5項」を「第10

条第8項」に改める。  
3条第6項」

別記様式第21号中「第29条の3第1項」を「第29条の3第2項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。